

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

～つながっている、家族の時間といい仕事～

令和7年4月

社会福祉法人 福寿会

石川県白山市山島台4丁目100番地

社会福祉法人 福寿会

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

1. 目的

職員がその能力を十分に発揮できるように、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を行う為、次のように行動計画を策定します。

2. 計画期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

3. 内容

目標1 セクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない男女とも働きやすい職場環境の整備を行なう。

対策

令和7年4月 管理者を対象にした研修会を実施する。

令和7年4月 全体会議を通じて職員全体に対する研修会を実施する

目標2 所定外労働時間について前年度比実績3%の削減を目指し、職場と家庭生活の両立を目標としていく

対策

令和7年4月 業務の効率化が図れるよう業務改善の研修会を実施する。

令和7年4月 職員に所定外労働時間を削減する周知・啓発をおこなう。

目標3 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を引き続き行う。

対策

令和7年4月 職員に対し制度の周知を行う

令和7年4月 制度全般の情報提供により育児休業等取得を促す

目標4 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、対象者への制度の周知・情報提供・相談体制の整備の実施

対策

令和7年4月 周知・取得促進の継続

令和7年4月 相談窓口の設置し対象者に対し、情報提供を行う

目標 5 計画期間内において、女性職員の育児休業取得率 100%の取得を目指す
とともに、男性職員の取得を目指す

対策

令和 7 年 4 月 育児休業前後及び育児休業中の職員に対するフォローアップ等を
充実させるなど、育児休業からの円滑な職場復帰を支援する

令和 7 年 4 月 男性職員による育児休業等の活用を促進するため、制度の個別周知
や 育児に関する意識向上に向けた支援を実施する

目標 6 計画期間内における有給取得率について、職種間や職員間の取得率の
アップを目指す

対策

令和 7 年 4 月 取得率の低い職員へ指導を行い、業務の分担や見直しを行う

令和 7 年 4 月 取得率の低い職員に対して聞き取りを行い、個別に取得を促す

目標 7 副主任以上の役職職員の女性労働者を 50%以上にする。

対策

令和 7 年 4 月 介護職員における労働者において候補となる職員に対し
育成研修を行う

目標 8 男女の平均継続勤務年数を現在、令和 7 年 4 月より 1 年以上伸ばす

対策

令和 7 年 4 月 女性の平均継続勤務年数を、男性平均より 1 年以上あげる